

に聴く

弁護士



使用者の安全配慮義務

労働トラブルの 防止対策

弁護士 宮澤俊夫 85



月三日判決要旨

たことなどを聞き出し、本件事故はXが雨で足を滑らせて転倒した自損事故であり、Xの過失によつて発生したものであつて、会社の安全配慮義務違反が問われるような事案でないと主張しました。裁判所は、当方の主張を採用して原告の請求を棄却し、会社側が全面勝訴ではないこと、日本郵便は全国の国民に迅速に郵便物を配達すべき使命をもつて公共事業を行つており、悪天候による集配業務の中止については天候の状況等から総合的な判断を行つていていることを主張したうえで、本件事故当時の天候状況を気象庁の発表データを基に詳細に立証し、本件当時の台風程度で従業員の集配業務を中止させる合理的な理由はないと主張しました。また、原告本人の尋間に当たつても、当日のXの体験した気象状況を詳細に聞き出し、Xが当日傘をさして配達したこと、労災申請時にいたこと、労災申請時に雨に濡れた階段で滑ったと述べている。

いることからすれば、集配業務中に転倒の危険が生じるほどの暴風であつたとまでは認められない。また、本件事故当時の雨が、集配業務中に転倒の危険が生じるほどの大雨であつたとは認められない。本件事故は、原告が雨に濡れた階段で足を滑らせたことが一因となつて発生したとは認められるものの、原告が風にあおられたために転倒し、発生したものと認めることはできない。

これらによれば、原告は、専ら自己の不注意により、階段で足を滑らせた可能性が排除できない。そうすると、傘がさせなくなるとされる平均風速10ないし15m／秒に当たり、風に向かって歩けなくなり、傘／秒に当たつて歩けなくなり、転倒する人も出るとされる「強い風」は、平均風速15mないし20m／秒とされていることからすれば、本件当時の風の状況はこれに及ばなかつたこと、「非常に激しい雨」とさられる50ミリないし80ミリの場合には、傘は全く役に立たなくなるとされて

配慮使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする（労働契約法第五条）とされています。私が顧問をしている日本郵便（株）の労働者から使用者の安全配慮義務違反による損害賠償請求がなされた訴訟を担当しましてご紹介します。

二、事案の概要

事案は、三重県内の郵便局で集配業務に従事していた原告Xが、平成二

八年九月の台風上陸時輕四輪自動車を運転して集配業務に従事中、郵便物の集荷を終えて車に戻るため民家の10段程度の階段を降りていたところ、強風にあおられて転倒し、右手首損傷したが、強風等の悪天候時に、業務の中止を指示することなく漫然と業務を継続させたのは、会社の安全配慮義務違反に当たるとして、約一五〇〇万円の損害賠償請求をしたという訴訟です。

私は、暴風警報が発表されたとしても直ちに一般企業が休業になるもの

ではありませんこと、日本郵便は全国の国民に迅速に郵便物を配達すべき使命をもつて公共事業を行つております。悪天候による集配業務の中止については天候の状況等から総合的な判断を行つていていることを主張したうえで、本件事故当時の天候状況を気象庁の発表データを基に詳細に立証し、本件当時の台風程度で従業員の集配業務を中止させる合理的な理由はないと主張しました。また、原告本人の尋間に当たつても、当日のXの体験した気象状況を詳細に聞き出し、Xが当日傘をさして配達したこと、「非常に激しい雨」とさられる50ミリないし80ミリの場合には、傘は全く役に立たなくなるとされて

（宮澤俊夫法律事務所所長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員）